

○津山圏域資源循環施設組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例施行規則

平成27年2月20日  
津山圏域資源循環施設組合規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成27年津山圏域資源循環施設組合条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

(休業日及び搬入時間)

第3条 津山圏域クリーンセンター（以下「センター」という。）の休業日は、次に掲げる日とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 1月1日から1月3日

2 センターへの搬入時間は、午前8時から午後4時30分までとする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(処理不適物)

第4条 次に掲げる廃棄物は、センターで処理することができない。

(1) 条例第3条に定める処理区域外から発生したもの

(2) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）対象品目及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）で指定されたパソコンリサイクル対象機器

(3) 人体や環境への影響上、有害又は有毒なもの

(4) 爆発性、発火性又は引火性がある危険なもの

(5) 運搬が困難な重量物及び破砕が困難な堅牢物など

(6) その他センターの設備等に悪影響を与える恐れのあるもの

(使用許可申請)

第5条 条例第5条の規定により、センターの使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ使用許可申請書（以下「申請書」という。）を管理者に提出しなければならない。ただし、第10条に規定する車両により搬入する場合で、管理者が認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、前項の申請書を受理し、許可したときは、使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第6条 センターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係市町で定められた区分、方法により分別して搬入すること。
- (2) 第4条に規定する廃棄物を搬入しないこと。
- (3) 設備を毀損又は滅失したときは、責任を持って原状回復すること。
- (4) 搬入車両の清潔を保持すること。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、係員の指示に従うこと。

(許可の取消し等)

第7条 管理者は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を拒否し、期間を定めてセンターの使用を停止させ、又は許可の取消しを行うことができるものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)又は条例若しくは本規則に違反したとき
- (2) 他の使用者に迷惑をかける行為があったとき
- (3) センターの管理上支障があるとき

(手数料の徴収方法)

第8条 センターを使用する者は、搬入の都度、計量伝票(様式第1号)に基づき、手数料を納付しなければならない。ただし、管理者が特に必要と認める者は、納入通知書により納付することができる。

(手数料の減免)

第9条 条例第7条の規定により、手数料の減免を受けようとする者は、処理手数料減免申請書(以下「減免申請書」という。)を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が認める者は、減免申請書の提出を省略することができる。

(搬入車両登録)

第10条 条例第8条の規定により、搬入車両の登録を受けようとする者は、搬入車両登録申請書(様式第2号)に誓約書(様式第3号)を添付し、管理者に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請を承認したときは、搬入車両毎に搬入車両登録票(様式第4号。以下「登録カード」という。)を交付するものとする。
- 3 登録カードの交付を受けた者は、搬入の都度、登録カードを提示し、計量を受けなければならない。
- 4 登録カードは他人に譲渡し、又は貸与してならない。
- 5 登録カードを紛失し、又は棄損したときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
- 6 登録カードの再交付を受けようとする者は、搬入車両登録票再交付申請書(様式第5号)を提出し、登録カードの再交付を受けることができる。
- 7 管理者は、センターの管理上必要があるときは、搬入する車体の形状、搬入の方法等必要な事項を指定することができる。

(搬入車両登録の有効期限)

第11条 搬入車両登録の有効期限は2年以内で、次の各号に定める期間とする。

- (1) 条例第5条第2号に該当する者 発行の日から収集運搬委託契約期間満了日まで
- (2) 条例第5条第3号に該当する者 発行の日から関係市町の許可する一般廃棄物の収集運搬業の許可の期間満了日まで
- (3) 条例第5条第1号、第4号、第5号及び第6号に該当する者 管理者の定める期間

(搬入車両登録の取消し等)

第12条 管理者は、第10条の規定により搬入車両の登録を受けた者が、本規則に違反し、又はこれに基づく義務を履行しないときは、その登録を取消することができる。

(搬入車両登録の変更)

第13条 搬入車両の登録を受けた者が、搬入車両を変更しようとするときは、搬入車両登録変更申請書(様式第6号)を提出しなければならない。

(登録カードの返納)

第14条 搬入車両の登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに搬入車両登録票返納届(様式第7号)を提出し、登録カードを返納しなければならない。

- (1) 登録を受けた車両で搬入しないこととなったとき。
- (2) 搬入を中止したとき。
- (3) 第11条に規定する有効期間が満了したとき。
- (4) 第12条の規定により登録を取り消されたとき。

(報告の徴収)

第15条 管理者は、条例第5条に規定する者に、必要と認める事項について随時に報告を求めることができる。

(その他)

第16条 この規則の施行に関し、必要な事項は管理者が別に定める。

付 則

この規則は、条例の施行日から施行する。

## 計量伝票

年 月 日 時 分

受付番号：

カードNo.：

車両番号：

ごみ種：

事業所：

総重量： k g

車体重量： k g

正味重量： k g

料金： 円

津山圏域クリーンセンター

## 計量伝票

年 月 日 時 分

受付番号：

カードNo.：

車両番号：

第1回計量

ごみ種：

正味重量： k g

料金 円

第2回計量

ごみ種：

正味重量： k g

料金： 円

総計 円

津山圏域クリーンセンター

## 搬入車両登録申請書

年 月 日

津山圏域資源循環施設組合管理者 殿

申請者

住所（所在地） \_\_\_\_\_

氏名（事業所名） \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

一般廃棄物を搬入するため、搬入車両を登録したいので、津山圏域資源循環施設組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例施行規則第10条の規定に基づき申請します。

1 発生元の市町名 \_\_\_\_\_

2 登録する車両の種類及び数量

車両番号	車体の形状	積載量（トン）	備考

※記載欄が不足する場合は、別紙を添付し同様に記載のこと。

3 添付書類

- (1) 登録する車両の車検証の写し
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 許可業者の場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可書及び申請書類一式の写し

※搬入車両登録申請書は市町毎に提出のこと

## 誓約書

津山圏域クリーンセンターへの搬入車両登録申請書の提出に際し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、津山圏域資源循環施設組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例等関係法令を遵守することを誓約します。

### 記

- 1 津山圏域クリーンセンターへの搬入にあたっては、その適正な搬入に努めるとともに、指示された事項に従います。
- 2 津山圏域資源循環施設組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例施行規則第15条の規定により報告を求められたときは、速やかに報告します。
- 3 本誓約を履行せず、又は津山圏域資源循環施設組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例及び津山圏域資源循環施設組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例施行規則に違反した場合には、いかなる処分を受けても異議の申し立てはいたしません。

年 月 日

津山圏域資源循環施設組合管理者 殿

住所（所在地） \_\_\_\_\_

氏名（事業所名） \_\_\_\_\_ ㊞

電話番号 \_\_\_\_\_

様式第4号（第10条関係）

搬入車両登録票（登録カード）	
所在地	
登録番号	
登録年月日	
車両番号	
事業所名	
代表者氏名	

## 搬入車両登録票再交付申請書

年 月 日

津山圏域資源循環施設組合管理者 殿

申請者

住所（所在地） \_\_\_\_\_

氏名（事業所名） \_\_\_\_\_ ㊞

電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり、搬入車両登録票の再交付を受けたいので、津山圏域資源循環施設組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例施行規則第10条の規定に基づき申請します。

### 記

- 1 搬入車両登録票登録番号（登録カード番号）
- 2 再交付申請の理由
- 3 添付書類
  - （1）棄損した場合にあっては搬入車両登録票（登録カード）
  - （2）紛失等により搬入車両登録票（登録カード）が返還できない場合は顛末書



様式第6号（第13条関係）

## 搬入車両登録変更申請書

年 月 日

津山圏域資源循環施設組合管理者 殿

申請者

住所（所在地） \_\_\_\_\_

氏名（事業所名） \_\_\_\_\_ ㊞

電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり、搬入車両の登録内容を変更したいので、津山圏域資源循環施設組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例施行規則第13条の規定に基づき申請します。

### 1 変更の内容

	登録番号	車両番号	車体の形状	積載量（トン）	備考
変更前					
変更後					

※記載欄が不足する場合は、別紙を添付し同様に記載のこと。

### 2 変更の理由

### 3 変更予定年月日

### 4 添付書類

- （1）変更後の車両の車検証の写し
- （2）搬入車両登録票（登録カード）
- （3）許可業者の場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可書及び申請書類一式の写し

様式7号（第14条関係）

## 搬入車両登録票返納届

年 月 日

津山圏域資源循環施設組合管理者 殿

届出者

住所（所在地） \_\_\_\_\_

氏名（事業所名） \_\_\_\_\_ ㊞

電話番号 \_\_\_\_\_

搬入車両登録票を返納しますので、津山圏域資源循環施設組合一般廃棄物処理施設等の設置及び管理に関する条例施行規則第14条の規定に基づき届け出ます。

### 1 搬入車両登録票の返納車両

搬入車両登録 票登録番号（登 録カード番号）	車両番号	車体の形状	積載量（トン）	休止の場合は 期間を記載の こと

※記載欄が不足する場合は、別紙を添付し同様に記載のこと。

### 2 返納の理由